

雨竜町障害者活躍推進計画

機関名	雨竜町教育委員会
任命権者	雨竜町教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
雨竜町(町長部局)における障害者雇用に関する課題	雨竜町においては、雨竜町教育委員会と採用活動を一体として行っている。(教育委員会へは出向) 令和元年6月1日時点においては法定雇用率を満たしているが、本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。
目標	
採用に関する目標	職員は、雨竜町(町長部局)からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていない。
定着に関する目標	なし
取組内容	
障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として教育課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任する。資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲において適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>その他</p>	<p>○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>